

学会賞規程

(学会賞の目的)

第1条 日本地方自治研究学会賞（英文名：The NUMLGRA Award）は、本会が地方自治の発展に寄与するため、会員の優れた研究業績を顕彰することを目的とする。

(学会賞の種類)

第2条 日本地方自治研究学会賞は、論文部門及び著作部門の2部門とする。

2 論文部門は、学会誌に掲載された研究論文を対象とする。

3 著作部門は、本会の会員が上梓した地方自治に関する著作を対象とする。

(審査委員会の構成)

第3条 日本地方自治研究学会賞の審査委員は5名とし、常任理事会の承認を経て、会員のうちから会長が委嘱する。

2 審査委員長は、会長が指名する。

3 審査委員の任期は3年とし、重任を妨げない。

(審査基準)

第4条 学会賞は、次の各号に掲げる基準により、特に優れた研究業績に授与する。

(1) 新規性：先行研究にはない、著者独自の考えに基づくものであること。

(2) 有用性：学問及び地方自治の発展に貢献するものであること。

(3) 正確性：内容に誤りがなく、かつ適切に表現されていること。

(4) 完成度：研究目的を十分に達成していること。

(審査結果の発表)

第5条 審査委員会は、選考された論文及び著作を会員総会において発表するとともに、広く一般に顕彰する。

(経営関連学会協議会の電子版英文ジャーナル *Journal of Japanese Management* への論文推薦)

第6条 学会賞（論文部門）の受賞作1点は、経営関連学会協議会の電子版英文ジャーナル *Journal of Japanese Management* の学会推薦論文としての投稿資格を得ることができる。なお、この場合の翻訳料は、著者の負担とする。

(附則)

この規程は、2020年9月27日から施行する。